

京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(総括者)</p> <p>第3条 本学における公正な研究活動の推進等に関する<u>ことは、研究担当の理事(以下「担当理事」という。)</u>が総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合には、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する。</p> <p>(研究公正部局責任者)</p> <p>第4条 } (略)</p> <p>2・3 } (略)</p> <p>4 研究公正部局責任者は、副研究公正部局責任者を置いたときは、その有する権限及び責任を定め、その者の氏名並びに定めた権限及び責任について、当該部局の教職員等に周知するとともに、<u>担当理事</u>に報告するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(研究データの保存等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 研究データの保存、開示等に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p> <p>(研究公正委員会)</p> <p>第8条 教職員等の公正な研究活動の推進等に係る次の各号に掲げる業務を行うため、<u>担当理事</u>の下に研究公正委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>担当理事</u></p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長</p> <p>(3) 研究科長</p> <p>(4) 研究所長</p> <p>(5) センター長のうちから総長が指名する者 若干名</p> <p>(6) 総務部長</p> <p>(7) 教育推進・学生支援部長</p> <p>(8) 研究推進部長</p> <p>(9) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>4 委員長は<u>担当理事</u>をもって充て、副委員長は第2項第2号から第5号まで及び第9号の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(総括者)</p> <p>第3条 <u>本学に、本学における公正な研究活動の推進等について総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する者として総括者を置き、研究担当の理事(以下「担当理事」という。)</u>をもって充てる。</p> <p>2 <u>前項の総括者を補佐するため、副総括者を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>副総括者は、理事又は副学長のうちから総括者が指名する。</u></p> <p>(研究公正部局責任者)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2・3 } (同 左)</p> <p>4 研究公正部局責任者は、副研究公正部局責任者を置いたときは、その有する権限及び責任を定め、その者の氏名並びに定めた権限及び責任について、当該部局の教職員等に周知するとともに、<u>総括者</u>に報告するものとする。</p> <p>5 (同 左)</p> <p>(研究データの保存等)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>2 研究データの保存、開示等に関し必要な事項は、<u>総括者</u>が定める。</p> <p>(研究公正委員会)</p> <p>第8条 教職員等の公正な研究活動の推進等に係る次の各号に掲げる業務を行うため、<u>総括者</u>の下に研究公正委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>総括者</u></p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>3</p> <p>4 委員長は<u>総括者</u>をもって充て、副委員長は第2項第2号から第5号まで及び第9号の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>5・6 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(研究公正調査委員会)</p> <p>第9条 教職員等について研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に、次項に定める調査を行うため、<u>担当理事</u>の下に研究公正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</p> <p>2・3 (略) (中略) (通報の方法)</p> <p>第11条 } (略) 2～4 }</p> <p>5 受付窓口は、当該通報の対象に本学以外の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる又は当該通報の内容が本学に該当しない通報を受けた場合であって、当該通報の対象となる者が所属する他機関又は通報の内容について調査すべき他機関に当該通報に係る事案を回付する必要があると<u>担当理事</u>が認める場合は、当該他機関に当該事案を回付するものとする。ただし、通報の内容が本学に該当しない場合にあつては、通報者に回付先その他必要な事項を事前に通知し、その同意を得なければならない。</p> <p>6 (略) (中略) (通報処理体制等の周知)</p> <p>第13条 <u>担当理事</u>は、受付窓口、通報等の方法その他必要な事項を学内及び他機関に周知する。 (中略) (研究活動上の不正行為の再発防止策)</p> <p>第15条 <u>担当理事</u>は、必要があると認めるときは、研究公正部局責任者又は委員会に研究活動上の不正行為の再発防止策を講じさせることができる。 (中略)</p> <p>第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p>	<p>(研究公正調査委員会)</p> <p>第9条 教職員等について研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に、次項に定める調査を行うため、<u>総括者</u>の下に研究公正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(通報の方法)</p> <p>第11条 } (同左) 2～4 }</p> <p>5 受付窓口は、当該通報の対象に本学以外の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる又は当該通報の内容が本学に該当しない通報を受けた場合であって、当該通報の対象となる者が所属する他機関又は通報の内容について調査すべき他機関に当該通報に係る事案を回付する必要があると<u>総括者</u>が認める場合は、当該他機関に当該事案を回付するものとする。ただし、通報の内容が本学に該当しない場合にあつては、通報者に回付先その他必要な事項を事前に通知し、その同意を得なければならない。</p> <p>6 (同左)</p> <p>(通報処理体制等の周知)</p> <p>第13条 <u>総括者</u>は、受付窓口、通報等の方法その他必要な事項を学内及び他機関に周知する。</p> <p>(研究活動上の不正行為の再発防止策)</p> <p>第15条 <u>総括者</u>は、必要があると認めるときは、研究公正部局責任者又は委員会に研究活動上の不正行為の再発防止策を講じさせることができる。</p> <p>第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>総括者</u>が定める。</p> <p>附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>